

新 旧 対 照 表

千歳市アイヌ施策推進地域計画（令和3年7月2日認定）

（下線部は変更部分）

変更後	変更前
<p>アイヌ施策推進地域計画</p> <p>1～2（略）</p> <p>3(1)～(3)（略）</p> <p>4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項</p> <p>4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業</p> <p>アイヌ文化担い手育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千歳アイヌ協会及び千歳アイヌ文化伝承保存会が主体となり、講座の開催などを通じて、アイヌ語をはじめ、刺しゅうや木彫、伝統舞踊や儀礼など、アイヌの知識や精神、技術を教授し、アイヌ文化伝承活動のすそ野を広げるとともに伝承活動の担い手の育成を図る。 ・<u>木彫や民具、手芸品などの制作を通して、伝統工芸品の制作に関わる知識や技術の保存・継承を図るとともに、制作物を生活館及び市内イベント会場等で展示する。</u> ・<u>アイヌ文化担い手育成事業を円滑に実施するため、講座等の開催場所となる蘭越生活館の老朽設備を修繕及び交換する。</u> <p>伝統的なアイヌ文化・生活の場再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的なサケ漁法の伝承活動をより充実化させ、後世へ確実に継承していくための環境を整備するため、千歳アイヌ協会及び千歳アイヌ文化伝承保存会が主体となり、サケ漁に使用するチプ（丸木舟）を制作し、知識や技術の保存と継承を図る。 	<p>アイヌ施策推進地域計画</p> <p>1～2（略）</p> <p>3(1)～(3)（略）</p> <p>4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項</p> <p>4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業</p> <p>アイヌ文化担い手育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千歳アイヌ協会及び千歳アイヌ文化伝承保存会が主体となり、講座の開催などを通じて、アイヌ語をはじめ、刺しゅうや木彫、伝統舞踊や儀礼など、アイヌの知識や精神、技術を教授し、アイヌ文化伝承活動のすそ野を広げるとともに伝承活動の担い手の育成を図る。 <p>伝統的なアイヌ文化・生活の場再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的なサケ漁法の伝承活動をより充実化させ、後世へ確実に継承していくための環境を整備するため、千歳アイヌ協会及び千歳アイヌ文化伝承保存会が主体となり、サケ漁に使用するチプ（丸木舟）を制作し、知識や技術の保存と継承を図る。

変更後	変更前
<p>・<u>蘭越生活館の敷地内にチブ（丸木舟）を適正に保管するための倉庫等を整備する。</u></p> <p>・アイヌにおいて継承されてきた儀式その他アイヌ文化の振興等に利用する林産物を国有林野から採取することを目的に、国有林野における有用林産物の資源状況等調査を実施する。</p> <p>4 - 2 (略)</p> <p>4 - 3 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 法第 15 条第 1 項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>(1)文化振興事業</p> <p>事業内容：4 - 1 アイヌ文化担い手育成事業、伝統的なアイヌ文化・生活の場再生事業と同じ</p> <p>事業期間：令和 3 年度～令和 5 年度</p> <p>事業費：<u>68,805 千円</u></p> <p>事業内容：4 - 2 千歳アイヌ文化国際交流事業、千歳アイヌ文化普及啓発事業と同じ</p> <p>事業期間：令和元年度～令和 5 年度</p> <p>事業費：<u>22,500 千円</u></p> <p>6 (2)～(3) (略)</p>	<p>・アイヌにおいて継承されてきた儀式その他アイヌ文化の振興等に利用する林産物を国有林野から採取することを目的に、国有林野における有用林産物の資源状況等調査を実施する。</p> <p>4 - 2 (略)</p> <p>4 - 3 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 法第 15 条第 1 項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>(1)文化振興事業</p> <p>事業内容：4 - 1 アイヌ文化担い手育成事業、伝統的なアイヌ文化・生活の場再生事業と同じ</p> <p>事業期間：令和 3 年度～令和 5 年度</p> <p>事業費：<u>50,545 千円</u></p> <p>事業内容：4 - 2 千歳アイヌ文化国際交流事業、千歳アイヌ文化普及啓発事業と同じ</p> <p>事業期間：令和元年度～令和 5 年度</p> <p>事業費：<u>29,019 千円</u></p> <p>6 (2)～(3) (略)</p>

変更後	変更前
<p>7 アイヌ施策推進地域計画が法第 10 条第 9 項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由</p> <p>(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第 1 号基準)</p> <p>4 - 1 に記載する事業は、アイヌ文化伝承活動のすそ野を広げ、伝承活動の担い手を育成すること、及び、伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生に資する取組を推進することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。</p> <p>4 - 2 に記載する事業は、アンカレジ市や諸外国の少数民族と交流すること、及び、受け継がれてきたアイヌ文化の普及・啓発に<u>関わるイベントやセミナー</u>を開催することにより、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。</p> <p>4 - 3 に記載する事業は、アイヌ文化に関するツーリズムの創出や、アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施、アイヌ文化に関するインフォメーション機能の整備等によって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。</p> <p>7 (2)～(3) (略)</p> <p>8 (1)～(3) (略)</p>	<p>7 アイヌ施策推進地域計画が法第 10 条第 9 項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由</p> <p>(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第 1 号基準)</p> <p>4 - 1 に記載する事業は、アイヌ文化伝承活動のすそ野を広げ、伝承活動の担い手を育成すること、及び、伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生に資する取組を推進することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。</p> <p>4 - 2 に記載する事業は、アンカレジ市や諸外国の少数民族と交流すること、及び、受け継がれてきたアイヌ文化の普及・啓発<u>イベント</u>を開催することにより、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。</p> <p>4 - 3 に記載する事業は、アイヌ文化に関するツーリズムの創出や、アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施、アイヌ文化に関するインフォメーション機能の整備等によって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。</p> <p>7 (2)～(3) (略)</p> <p>8 (1)～(3) (略)</p>

変更後	変更前
<p>9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項</p> <p>9 (1) (略)</p> <p>(2) 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的</p> <p><u>つる類(ツルウメモドキ、ヤマブドウ等)：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる</u></p> <p><u>薬草(イケマ、ナギナタコウジュ、エンレイソウ等)：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる</u></p> <p><u>果実(サルナシ、ハスカップ、ヤマブドウ、キハダ、ホオノキ等)：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる</u></p> <p><u>山菜類：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる</u></p> <p><u>きのこ類：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる</u></p> <p>(3) 当該事業により採取する林産物の概ねの数量</p> <p><u>～ の種類毎に年平均20kg程度の量</u></p> <p>9 (4)～(5) (略)</p>	<p>9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項</p> <p>9 (1) (略)</p> <p>(2) 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的</p> <p><u>ミズキ、ヤナギ、エンジュ：アイヌ伝統の儀式の実施に用いるイナウの材料</u></p> <p><u>山菜(プクサ、トレップ、フキ、アハ等)：植生の調査と伝統的な利用法の研究</u></p> <p><u>薬草(キハダ、セタント、イケマ等)：植生の調査と伝統的な利用法の研究</u></p> <p><u>果実(ハスカップ、コクワ、エンレイソウ等)：植生の調査と伝統的な利用法の研究</u></p> <p><u>樹皮(オヒョウニレ、シナ、ツルウメモドキ等)、イラクサ：繊維の原料となる樹木の研究と伝統的な織物等の試作品の作成</u></p> <p>(3) 当該事業により採取する林産物の概ねの数量</p> <p><u>～ 各種事業の実施のために今後必要となるもののうち、国有林野から採取可能な量として資源状況等を確認したうえで設定する量</u></p> <p>9 (4)～(5) (略)</p>

変更後	変更前
<p>(6) 予定する共用者 千歳市内に居住する者であって、<u>林産物の使用等を通じてアイヌ文化の保存及び継承に資する意向のある者等</u>（個々の共用者は契約時に作成する規約書において記載する）</p> <p>(7) 管轄する森林管理署等との事前調整状況 令和元年6月21日に石狩森林管理署から千歳市へ情報提供を受け、必要な手続き等について確認を行った。 令和元年8月27日、本計画書9の(1)から(6)までの記載内容について千歳市から石狩森林管理署へ説明を行い、協議調整の結果、石狩森林管理署の了解が得られている。 <u>令和4年1月6日、国有林野内の林産物の資源量調査結果に基づき、共用林野契約に記載する林産物の種類及び数量等について千歳市から石狩森林管理署へ説明を行い、概ね了解が得られている。</u></p> <p>10 (1)～(9) (略)</p>	<p>(6) 予定する共用者 千歳市内に居住する者であって、<u>イナウ等の作成、使用等を通じてアイヌ文化の復興等に資する意向のある者等</u>（個々の共用者は契約時に作成する規約書において記載する）</p> <p>(7) 管轄する森林管理署等との事前調整状況 令和元年6月21日に石狩森林管理署から千歳市へ情報提供を受け、必要な手続き等について確認を行った。 令和元年8月27日、本計画書9の(1)から(6)までの記載内容について千歳市から石狩森林管理署へ説明を行い、協議調整の結果、石狩森林管理署の了解が得られている。</p> <p>10 (1)～(9) (略)</p>

アイヌ施策推進地域計画（変更案）

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
千歳市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道千歳市

- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

- (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

千歳地方一帯は、1600年代より「シコツ」（アイヌ語で大きな凹地）と呼ばれており、史記にも「志古津」や「シコツ」と記載され、千歳川もかつてはシコツ川と呼ばれていた。かつて千歳には、多くのアイヌ民族が住んでおり、歴史的にアイヌ文化に関わりが深い。

当市においては、昭和32年に蘭越町内会が北海道アイヌ協会へ加入したことに始まり、昭和37年2月に北海道ウタリ協会千歳支部が結成され、平成21年に北海道ウタリ協会から北海道アイヌ協会に改称、平成26年に社団法人から公益社団法人への移行に伴い、千歳支部も同年4月から「千歳アイヌ協会」に改称した。

これまで、蘭越生活館を活動の拠点として、千歳アイヌ協会やアイヌ文化伝承保存会により、アイヌ語教室の開催や、「アシリパノミ」「アシリチェプノミ」などの伝統的儀礼をはじめ、年間を通して様々な行事が行われており、千歳アイヌの生活や文化等の発信を行ってきた。また、平成8年3月には千歳市末広小学校にチセが完成し、学校教育現場における本格的なアイヌ文化学習が行われている。

このように、千歳アイヌ協会等によるこれまでの取組により、市内でアイヌの歴史や文化を学ぶ機会があり、市民の関心は高まりつつあるものの、アイヌ関連団体会員の高齢化や経済的理由により文化伝承活動に専念することができないなど、アイヌ文化等の担い手が不足しており、次世代への円滑な継承が喫緊の課題となっている。

千歳アイヌ協会の活動拠点となっている蘭越生活館については、近年老朽化が著しく、改修への要望も多い。

また、2020年4月民族共生象徴空間の開業に伴い、多くの観光客の来道が見込まれることから、当市独自のアイヌの歴史や文化の発信に努めるとともに、外国人観光客等に対応するため、新千歳空港やJR各駅、道の駅サーモンパーク千歳等におけるインフォメーション機能の充実を図る必要がある。

アイヌ関連団体

・千歳アイヌ協会

(設立：昭和37年2月、代表者：中村吉雄、会員数：51世帯、177名)

・千歳アイヌ文化伝承保存会

(設立：平成2年4月、代表者：石辺勝行、会員数：20名)

アイヌ文化等関連施設

・蘭越生活館

所在：千歳市新星1丁目3-7

現況：平成2年3月設立。様々な会議や交流のほか、文化伝承活動の場としてアイヌ語教室やアシリパノミ(新年を迎える儀式)などが行われており、地域住民の交流の場となっている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存 又は継承に資する 事業	アイヌの伝統等に関する 理解の促進に資する 事業	観光の振興その他の産 業の振興に資する事業
K P I	・担い手育成事業、 チプ制作事業参加 者数	・国際交流事業交流者 数 ・普及啓発事業参加者 数	・生活館観光利用者数 ・デジタルサイネージタ ッチ数 ・千歳水族館展示室利用 者数
令和元年度 (基準年度)		30人/年間	0人/年間 1.5万タッチ/年間
令和2年度		0人/年間 0人/年間	0人/年間 60万タッチ/年間 0人/年間
令和3年度 (中間目標)	100人/年間	0人/年間 50人/年間	50人/年間 65万タッチ/年間 12万人/年間
令和4年度	120人/年間	70人/年間 400人/年間	100人/年間 70万タッチ/年間

			13万5千人 / 年間
令和5年度 (最終目標)	140人 / 年間	30人 / 年間 450人 / 年間	150人 / 年間 75万タッチ / 年間 15万人 / 年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4 - 1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

アイヌ文化担い手育成事業

- ・千歳アイヌ協会及び千歳アイヌ文化伝承保存会が主体となり、講座の開催などを通じて、アイヌ語をはじめ、刺しゅうや木彫、伝統舞踊や儀礼など、アイヌの知識や精神、技術を教授し、アイヌ文化伝承活動のすそ野を広げるとともに伝承活動の担い手の育成を図る。
- ・木彫や民具、手芸品などの制作を通して、伝統工芸品の制作に関わる知識や技術の保存・継承を図るとともに、制作物を生活館及び市内イベント会場等で展示する。
- ・アイヌ文化担い手育成事業を円滑に実施するため、講座等の開催場所となる蘭越生活館の老朽設備を修繕及び交換する。

伝統的なアイヌ文化・生活の場再生事業

- ・伝統的なサケ漁法の伝承活動をより充実化させ、後世へ確実に継承していくための環境を整備するため、千歳アイヌ協会及び千歳アイヌ文化伝承保存会が主体となり、サケ漁に使用するチブ（丸木舟）を制作し、知識や技術の保存と継承を図る。
- ・蘭越生活館の敷地内にチブ（丸木舟）を適正に保管するための倉庫等を整備する。
- ・アイヌの人々によって継承されてきた儀式その他アイヌ文化の振興等に利用する林産物を国有林野から採取することを目的に、国有林野における有用林産物の資源状況等調査を実施する。

4 - 2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

千歳アイヌ文化国際交流事業

- ・千歳アイヌ協会及び千歳アイヌ文化伝承保存会会員（以下、「会員」という。）の若い世代を中心に、姉妹都市アンカレジ市や諸外国を訪問し、現地の先住民族の伝承や保存、生き方を学び、アイヌ文化の担い手となる人材の育成を図る。
- ・姉妹都市アラスカ州アンカレジ市の先住民族を招へいし、市民に対してアラスカの先住民族の歴史や伝統、文化を紹介することにより、アイヌ民族をはじめとした先住民族に関する市民理解の促進を図る。

千歳アイヌ文化普及啓発事業

- ・会員を中心に大切に受け継がれてきたアイヌ文化を広く市民に披露するとともに、親子でアイヌ文化に触れ、体験してもらうことができるイベントを開催する。また、併せて、アイヌ文化に関わる公演を開催する。
- ・市民が、学びや体験を通して郷土の魅力とアイヌ文化への理解を深める機会として、アイヌ文化セミナーを開催する。
- ・市民が、旧石器時代にはじまり縄文時代を経てアイヌ文化期に至る先人の歴史を学習し理解を深める機会として、史跡やアイヌ文化施設等を巡る見学会を開催する。

4 - 3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

アイヌ文化ツーリズム創出事業

- ・蘭越生活館などアイヌ文化を発信する拠点施設のW i - F i 環境整備などの観光客受入環境整備
- ・マレク漁やアシリチェブノミなど千歳特有のアイヌ文化の伝承活動の実態調査を行い、体験型観光として商品化が可能か検討する。
- ・衣装の作成及び祭事器の地域内保有量調査などアイヌ文化の発信に必要な物品等の整備
- ・新千歳空港からキウス周堤墓、道の駅（サケのふるさと千歳水族館）、蘭越生活館、支笏湖など千歳市内を巡りウポポイへ接続するアイヌ文化ツーリズムの創出など観光客等がアイヌ文化に触れ体験する企画・ルートの開発
- ・サケのふるさと千歳水族館に、サケとアイヌ文化の関わりをパネルや映像展示品などで紹介するコーナーを整備

アイヌ文化関連の観光プロモーション事業

- ・アイヌ文化をテーマとした道の駅での体験・学習イベントの開催
- ・W E B 及び情報誌等への掲載によるアイヌ文化の発信
- ・千歳川に遡上したサケを捕獲するマレク漁などアイヌ文化ツーリズムに関連した誘客プロモーションの実施

外国人観光客等に対応したインフォメーション機能整備事業

- ・千歳アイヌ文化に関する映像の収録及び編集
- ・新千歳空港や道の駅へのデジタルサイネージ及び展示コーナーの設置による交通・観光拠点におけるインフォメーション機能の充実
- ・千歳アイヌ文化を外国人観光客に紹介するための多言語による案内板の蘭越生活館への設置及びパンフレットの作成

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4 - 1 アイヌ文化担い手育成事業、伝統的なアイヌ文化・生活の場再生事業と同じ

事業期間：令和3年度～令和5年度

事業費：68,805千円

事業内容：4 - 2 千歳アイヌ文化国際交流事業、千歳アイヌ文化普及啓発事業と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度

事業費：22,500千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4 - 3 アイヌ文化ツーリズム創出事業、アイヌ文化関連の観光プロモーション事業、外国人観光客等に対応したインフォメーション機能整備事業と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度

事業費：87,121千円

(3) コミュニティ活動支援事業

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)

4 - 1に記載する事業は、アイヌ文化伝承活動のすそ野を広げ、伝承活動の担い手を育成すること、及び、伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生に資する取組を推進することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

4 - 2に記載する事業は、アンカレジ市や諸外国の先住民族と交流すること、及び、受け継がれてきたアイヌ文化の普及・啓発に関わるイベントやセミナーを開催することにより、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

4 - 3に記載する事業は、アイヌ文化に関するツーリズムの創出や、アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施、アイヌ文化に関するインフォメーション機能の整備等によって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者 (以下「反社会的勢力等」という。) の関与の可能性 (第 2 号基準)

4 の事業については、千歳市の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること (第 3 号基準)

事業の実施主体の特定

6 で記載の事業については、それぞれ市の事業担当部署において事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

事業実施スケジュールの明確性

6 で添付の工程表は、それぞれ市の事業担当部署において特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、千歳アイヌ協会から市へ要望書の提出があったほか、事業担当部署の担当者と千歳アイヌ協会との間で意見交換会を開催し、直接意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3 に記載する生活館利用者数、イベント来場者数、デジタルサイネージタッチ数、交流者数等について、実績値を公表する。また外部有識者等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

評価の時期

目標の達成状況については、令和 5 年度末時点で最終評価を行うほか、令和 3 年度末時点で中間評価を行う。

K P I の達成状況の検証は、計画期間における毎年度 3 月末時点で行う。

評価を行う内容

数値目標の達成状況について、毎年度 5 月に市の外部有識者等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、市のホームページにおいて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

(1) 当該事業の必要性等

本市は、北海道の中南部、石狩平野の南端に位置し、札幌市や苫小牧市など4市4町に隣接している。市域は東西に長く、東部に農村地域、中央部に市街地、西部は山岳地帯で国立公園支笏湖地域を形成している。森林面積は32,020haで林野率は54%となっており、そのうち82%が国立公園支笏湖地域から市街地へ続く国有林野となっている。民有林は主に東部地域に点在し、森林面積は4,006haで占有率は13%、人工林率は国有林、民有林とも25%前後となっている。

アイヌの人たちは、伝統の儀式に用いるイナウ(ヤナギ等の枝から作られる木製の祭具)や丸木舟(桂の木で制作)をはじめとする各種の生活用具を周辺の森林から採集した樹木の枝・幹等の林産物を材料として制作してきた。

こうした林産物の採集は、入林や購入に係る手続きの煩雑さから国有林野では行われておらず、専ら民有林で事前に所有者の了解を得た上で採取が行われ、蘭越生活館を拠点として祭具等の制作が行われている。

しかしながら、若い担い手の不足に伴う高齢化が進展し、拠点から離れた民有林まで林産物を採取しにいくことが困難になりつつある中、近隣の国有林野における採取の要望が千歳アイヌ協会から出されていた。

今回の共用林野制度の特例措置により、こうした課題を解決し、アイヌ文化の維持及び次世代への継承を図る方針である。

(2) 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的

つる類(ツルウメモドキ、ヤマブドウ等)：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる

薬草(イケマ、ナギナタコウジュ、エンレイソウ等)：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる

果実(サルナシ、ハスカップ、ヤマブドウ、キハダ、ホオノキ等)：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる

山菜類：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる

きのこ類：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる

(3) 当該事業により採取する林産物の概ねの数量

～ の種類毎に年平均20kg程度

(4) ～ の林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署等の名称

場所：千歳市内及び周辺の国有林野

管轄：石狩森林管理署

(5) 予定する契約者

千歳市

(6) 予定する共用者

千歳市内に居住する者であって、林産物の使用等を通じてアイヌ文化の保存及び継承に資する意向のある者等（個々の共用者は契約時に作成する規約書において記載する）。

(7) 管轄する森林管理署等との事前調整状況

令和元年6月21日に石狩森林管理署から千歳市へ情報提供を受け、必要な手続き等について確認を行った。

令和元年8月27日、本計画書9の(1)から(6)までの記載内容について千歳市から石狩森林管理署へ説明を行い、協議調整の結果、石狩森林管理署の了解が得られている。

令和4年1月6日、国有林野内の林産物の資源量調査結果に基づき、共用林野契約に記載する林産物の種類及び数量等について千歳市から石狩森林管理署へ説明を行い、概ね了解が得られている。

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

(1) 当該事業の概要

アイヌの人々にとって鮭は、カムイチェブ（神の魚）、シペ（本当の食べ物）として、食料としてはもちろん衣服や履物にもなり、アイヌの人々の生活に欠かすことのできない大切な魚であった。鮭が遡上する千歳川沿いのコタン（集落）では、マレク（突き鉤）等を使った漁が行われ、秋にはその年最初に採れた鮭をカムイに捧げる儀式である「アシリチェブノミ（新しい鮭を迎える儀式）」が行われていた。

当市では、こうしたアイヌにおいて継承されてきた儀式等を保存又は継承し、儀式等に関する知識の普及啓発を行うため、平成3年にアシリチェブノミを復活させ、以後、毎年継続的に実施している。このアシリチェブノミは毎年9月の第1日曜日に千歳川の河川敷で行っており、儀式のほか国指定重要無形民俗文化財であるアイヌ古式舞踊が披露され、市民がアイヌ民族の精神文化に触れる貴重な機会となっているところであり、今後も引き続き継続して実施していく方針である。

また、将来的にマレク漁を観光客等に体験してもらい、鮭を使ったアイヌ伝統料理を提供する体験観光イベントを開催することにより、アイヌ文化の伝承と理解の増進を図る方針である。

さらに、アイヌの人々が伝統的に食料として採取してきた川エビやピパ(川真珠貝)についても、活用に向けた調査を実施していく方針である。

(2) 実施主体

千歳アイヌ協会(住所:千歳市新星1丁目3-7、代表者:中村吉雄)

(3) 採捕の区域(別添位置図参照)

千歳川サケ親魚捕獲ゲートから王子製紙株式会社千歳第4発電所堤体までの千歳川の区域

千歳サーモンパークせせらぎ水路との合流点より下流50mから千歳サーモンパークせせらぎ水路との合流点より上流50mまでの千歳川の区域

(4) 採捕の期間

(3) の採捕の区域 毎年、9月1日から翌年2月28日まで

(3) の採捕の区域 毎年、9月1日から翌年2月28日までの内10日以内

(5) 採捕する水産動物の種類及び数量

種類: さけ

数量: (3) の採捕の区域 毎年、150尾以内

(3) の採捕の区域 毎年、200尾以内

(6) 使用予定漁具(別添資料参照)

種類 マレク(鉤銚)、たも網

規模 マレク: 長さ2.0m

たも網: 口径80cm、長さ2.0m

数 マレク: 16

たも網: 2

漁法 マレク: かぎ

たも網: すくい網

(7) 予定する採捕従事者

数名程度

(8) 使用予定船舶

丸木舟2隻(所有者氏名:千歳アイヌ協会 会長 中村吉雄)

将来的には丸木舟を8隻まで整備する予定

(9) 関係者との事前調整状況

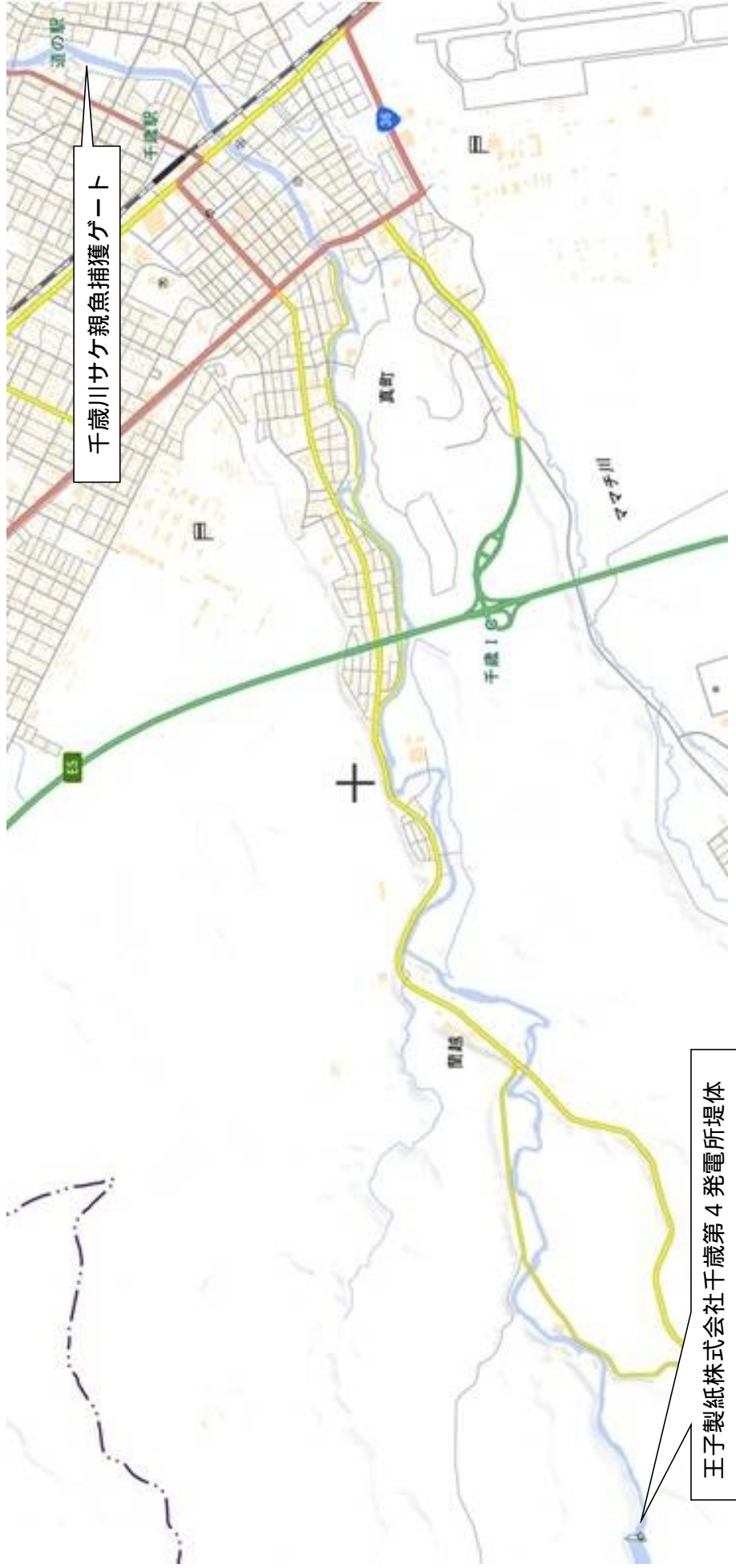
令和元年8月6日に千歳市と北海道水産林務部漁業管理課で協議を行い、必要な手続き等について確認を行った。

また、8月27日に千歳市、千歳アイヌ協会、一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会の三者で協議を行い、一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会から、本計画書10の(1)から(9)までの記載内容について了解が得られている。

令和2年8月20日に、千歳市が一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会に、北海道への特別採捕許可の申請と申請に伴う本計画書10の(3)から(6)までの記載の変更について説明し、同意を得ている。

別添位置図

採捕の区域(3)
千歳川サケ親魚捕獲ゲートから王子製紙株式会社千歳第4発電所堤体までの千歳川の区域

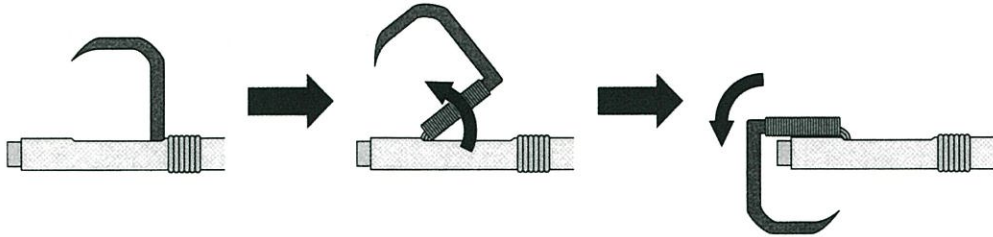


千歳サーモンパークせせらぎ水路との合流点より下流50mから千歳サーモンパークせせらぎ水路との合流点より上流50mまでの千歳川の区域



マレク (自存鉈)

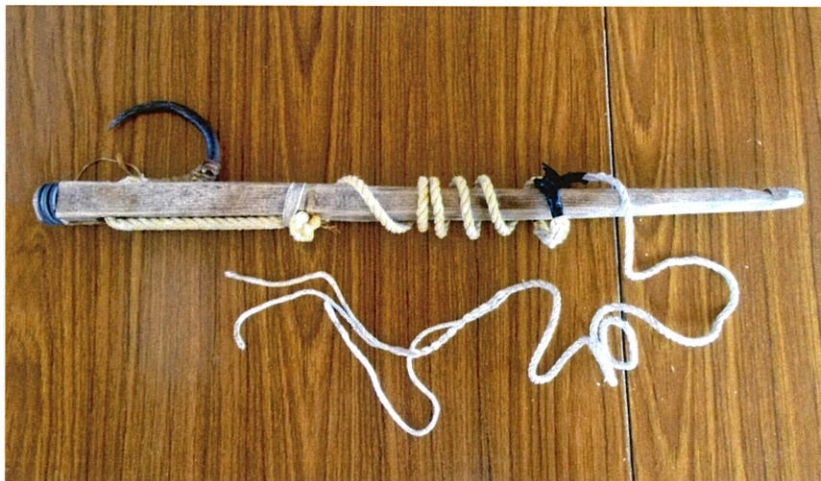
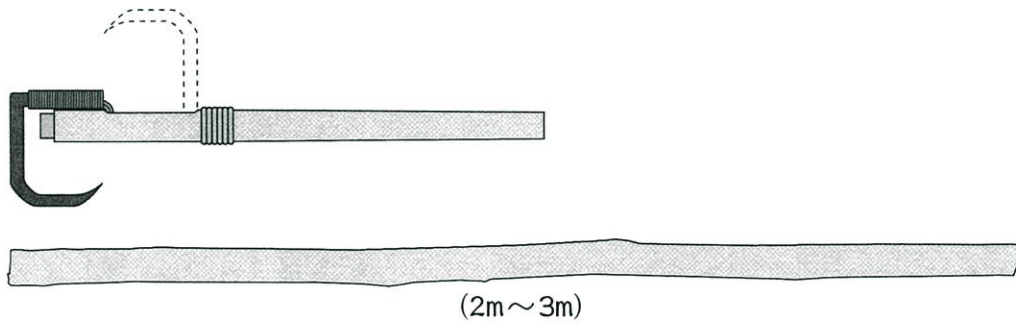
1. 鮭に刺さる部分



2. ①を取り付ける台木



3. 台木をしぼりつける柄



マレク (写真は、柄が付いていません)